

富士見市議会12月定例会 提出予定議案

開会日：令和5年11月28日(火) 予定

合計12件 (内訳：条例4件、予算5件、指定管理1件、道路2件)

【条例】

- 議案第74号 富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 富士見市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

【予算】

- 議案第78号 令和5年度富士見市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第79号 令和5年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第80号 令和5年度富士見市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第81号 令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第82号 令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

【指定管理】

- 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について

【道路】

- 議案第84号 富士見市道路線の認定について
- 議案第85号 富士見市道路線の変更について

議案第74号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	総務部 職員課																																																																
議案名	富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																																
制定趣旨	令和5年人事院勧告等に伴い、給料表の水準の引き上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数(割合)をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げる改正を行うもの(定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当はそれぞれ0.025月分ずつ引き上げ、特定任期付職員の期末手当は0.1月分引き上げ)。																																																																
主な制定内容	<p>1 第1条関係及び第2条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 (1) 給料表の改正(第1条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務級</th> <th>上がり幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級(主事補)</td> <td>12,000円～1,800円</td> </tr> <tr> <td>2級(主事)</td> <td>9,500円～1,000円</td> </tr> <tr> <td>3級(主任)</td> <td>6,500円～1,000円</td> </tr> <tr> <td>4級(主査)</td> <td>5,600円～1,000円</td> </tr> <tr> <td>5級(副課長)</td> <td>4,700円～1,000円</td> </tr> <tr> <td>6級(課長)</td> <td>3,900円～1,100円</td> </tr> <tr> <td>7級(副部長)</td> <td>2,600円～1,300円</td> </tr> <tr> <td>8級(部長)</td> <td>2,200円～1,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げ改定</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数(割合)の変更並びに支給月数(割合)の均等化(第1条及び第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計月数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">令和5年度</td> <td rowspan="2">一般の職員</td> <td>期末手当</td> <td>1.20月 (支給済み)</td> <td>1.25月 (現行1.20月)</td> <td>2.45月 (現行2.40月)</td> <td rowspan="4">期末手当及び勤勉手当の支給月数(割合)の変更(第1条関係)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.00月 (支給済み)</td> <td>1.05月 (現行1.00月)</td> <td>2.05月 (現行2.00月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>期末手当</td> <td>0.675月 (支給済み)</td> <td>0.70月 (現行0.675月)</td> <td>1.375月 (現行1.35月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.475月 (支給済み)</td> <td>0.50月 (現行0.475月)</td> <td>0.975月 (現行0.95月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和6年度から</td> <td rowspan="2">一般の職員</td> <td>期末手当</td> <td>1.225月</td> <td>1.225月</td> <td>2.45月</td> <td rowspan="4">期末手当及び勤勉手当の支給月数(割合)の均等化(第2条関係)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.025月</td> <td>1.025月</td> <td>2.05月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>期末手当</td> <td>0.6875月</td> <td>0.6875月</td> <td>1.375月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.4875月</td> <td>0.4875月</td> <td>0.975月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 期末手当基礎額の見直し(第2条関係) 期末手当基礎額から管理職手当に係る地域手当を除く</p>	職務級	上がり幅	1級(主事補)	12,000円～1,800円	2級(主事)	9,500円～1,000円	3級(主任)	6,500円～1,000円	4級(主査)	5,600円～1,000円	5級(副課長)	4,700円～1,000円	6級(課長)	3,900円～1,100円	7級(副部長)	2,600円～1,300円	8級(部長)	2,200円～1,400円	区分		6月期	12月期	合計月数	内容	令和5年度	一般の職員	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.25月 (現行1.20月)	2.45月 (現行2.40月)	期末手当及び勤勉手当の支給月数(割合)の変更(第1条関係)	勤勉手当	1.00月 (支給済み)	1.05月 (現行1.00月)	2.05月 (現行2.00月)	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.675月 (支給済み)	0.70月 (現行0.675月)	1.375月 (現行1.35月)	勤勉手当	0.475月 (支給済み)	0.50月 (現行0.475月)	0.975月 (現行0.95月)	令和6年度から	一般の職員	期末手当	1.225月	1.225月	2.45月	期末手当及び勤勉手当の支給月数(割合)の均等化(第2条関係)	勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.6875月	0.6875月	1.375月	勤勉手当	0.4875月	0.4875月	0.975月
職務級	上がり幅																																																																
1級(主事補)	12,000円～1,800円																																																																
2級(主事)	9,500円～1,000円																																																																
3級(主任)	6,500円～1,000円																																																																
4級(主査)	5,600円～1,000円																																																																
5級(副課長)	4,700円～1,000円																																																																
6級(課長)	3,900円～1,100円																																																																
7級(副部長)	2,600円～1,300円																																																																
8級(部長)	2,200円～1,400円																																																																
区分		6月期	12月期	合計月数	内容																																																												
令和5年度	一般の職員	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.25月 (現行1.20月)	2.45月 (現行2.40月)	期末手当及び勤勉手当の支給月数(割合)の変更(第1条関係)																																																											
		勤勉手当	1.00月 (支給済み)	1.05月 (現行1.00月)	2.05月 (現行2.00月)																																																												
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.675月 (支給済み)	0.70月 (現行0.675月)	1.375月 (現行1.35月)																																																												
		勤勉手当	0.475月 (支給済み)	0.50月 (現行0.475月)	0.975月 (現行0.95月)																																																												
令和6年度から	一般の職員	期末手当	1.225月	1.225月	2.45月	期末手当及び勤勉手当の支給月数(割合)の均等化(第2条関係)																																																											
		勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月																																																												
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.6875月	0.6875月	1.375月																																																												
		勤勉手当	0.4875月	0.4875月	0.975月																																																												

<p>主な制定内容</p>	<p>2 第3条関係及び第4条関係 富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (1) 特定任期付職員の給料表の改正 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="507 302 1206 566"> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>376,000</td> <td>1</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> <td>2</td> <td>427,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> <td>3</td> <td>477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> <td>4</td> <td>539,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> <td>5</td> <td>615,000</td> </tr> </table> <p>(2) 特定業務等従事任期付職員の給料表の改正 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="507 651 1370 723"> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> </tr> <tr> <td>給料月額</td> <td>146,100円</td> <td>195,500円</td> <td>231,500円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="507 786 1370 857"> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> </tr> <tr> <td>給料月額</td> <td>162,100円</td> <td>208,000円</td> <td>240,900円</td> </tr> </table> <p>(3) 特定任期付職員の期末手当の支給月数 (割合) の変更及び支給月数 (割合) の均等化 (第3条及び第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="496 983 1423 1167"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計月数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.65月</td> <td>1.75月 (現行1.65月)</td> <td>3.40月 (現行3.30月)</td> <td>期末手当の支給月数 (割合) の変更 (第3条関係)</td> </tr> <tr> <td>令和6年度から</td> <td>期末手当</td> <td>1.70月</td> <td>1.70月</td> <td>3.40月</td> <td>期末手当の支給月数 (割合) の均等化 (第4条関係)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (1) から (3) までに該当する任期付職員は、現在採用していません。</p>	号給	給料月額	号給	給料月額		円		円	1	376,000	1	380,000	2	422,000	2	427,000	3	472,000	3	477,000	4	533,000	4	539,000	5	608,000	5	615,000	職務の級	1級	2級	3級	給料月額	146,100円	195,500円	231,500円	職務の級	1級	2級	3級	給料月額	162,100円	208,000円	240,900円	区分		6月期	12月期	合計月数	内容	令和5年度	期末手当	1.65月	1.75月 (現行1.65月)	3.40月 (現行3.30月)	期末手当の支給月数 (割合) の変更 (第3条関係)	令和6年度から	期末手当	1.70月	1.70月	3.40月	期末手当の支給月数 (割合) の均等化 (第4条関係)
	号給	給料月額	号給	給料月額																																																											
	円		円																																																												
1	376,000	1	380,000																																																												
2	422,000	2	427,000																																																												
3	472,000	3	477,000																																																												
4	533,000	4	539,000																																																												
5	608,000	5	615,000																																																												
職務の級	1級	2級	3級																																																												
給料月額	146,100円	195,500円	231,500円																																																												
職務の級	1級	2級	3級																																																												
給料月額	162,100円	208,000円	240,900円																																																												
区分		6月期	12月期	合計月数	内容																																																										
令和5年度	期末手当	1.65月	1.75月 (現行1.65月)	3.40月 (現行3.30月)	期末手当の支給月数 (割合) の変更 (第3条関係)																																																										
令和6年度から	期末手当	1.70月	1.70月	3.40月	期末手当の支給月数 (割合) の均等化 (第4条関係)																																																										
<p>施行日等</p>	<p>施行日 第1条関係及び第3条関係 令和6年1月1日 第2条関係及び第4条関係 令和6年4月1日</p> <p>適用日 第1条関係 (1) 給料表の規定 令和5年4月1日 (2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数 (割合) の規定 令和5年12月1日</p> <p>第3条関係 (1) 及び (2) 給料表の規定 令和5年4月1日 (3) 期末手当の支給月数 (割合) の規定 令和5年12月1日</p>																																																														

議案第75号**定例議会提出条例要旨**

担当部課名	子ども未来部 保育課
議案名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を引用している富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。
主な制定内容	条例第36条第3項中、特別利用教育を提供する場合の基準として同条例第6条第2項の規定を適用する場合の読替規定について、内容を一部改正するもの。
施行日	公布の日

議案第76号**定例議会提出条例要旨**

担当部課名	子ども未来部 子育て支援課
議案名	富士見市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	こども医療費支給の対象となるこどもの範囲の拡大等をするため、富士見市こども医療費支給に関する条例の一部を改正するもの。
主な制定内容	こどもの定義の改正 旧：満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 新：満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者
施行日	令和6年4月1日

議案第77号**定例議会提出条例要旨**

担当部課名	市民部 保険年金課
議案名	富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	子育て世帯の負担軽減を目的とした地方税法施行令の一部改正等に伴い、出産被保険者に係る国民健康保険税の軽減を行うため、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。
主な制定内容	国民健康保険税について、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を軽減し、軽減対象月を次のとおり改正するもの。 ① 単胎妊娠の場合 出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの分（4月分） ② 多胎妊娠の場合 出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの分（6月分）
施行日	令和6年1月1日

議案第78号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和5年度富士見市一般会計補正予算(第7号)
要 旨	補正予算額 2億3,077万7千円 (補正後の歳入歳出予算総額 405億3,312万4千円)
主な内容 (特徴点)	今回の補正予算は、令和6年4月からこども医療費助成の対象範囲を拡大するために必要となるシステムの改修費等を計上するほか、施設類型及び利用定員数に変更があった幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助金額の増額や、令和6年度に予定している小学校屋内運動場空調設備設置工事や中学校長寿命化工事に係る債務負担行為の設定など。
項目詳細	
歳入予算の補正内容	
1	国庫支出金 6,430万6千円
2	県支出金 796万1千円
3	繰入金 8,219万3千円
4	諸収入 5,421万7千円
5	市債 2,210万円
歳出予算の主な補正内容	
1	居住関係公証事務事業(市民課) 1,167万6千円 コンビニ交付サービスの利用増加により、不足するコンビニ交付委託手数料の増額、並びに住民票及び戸籍附票の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加するため、両システムの改修を行うための補正
2	戸籍事務事業(市民課) 402万6千円 戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加するため、戸籍システムの改修を行うための補正
3	一般事務費(子育て支援課) 615万7千円 ・令和6年4月からこども医療費助成の対象範囲を拡大するために必要となる、システムの改修等を行うための補正 497万1千円 ・こども医療費支給事業及びひとり親家庭等医療費支給事業の増額補正に伴い、社会保険診療報酬支払基金及び埼玉県国民健康保険団体連合会に対する手数料等を増額するための補正 118万6千円

- | | | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 4 | こども医療費支給事業（子育て支援課）
支払額の増加により不足するこども医療費を増額するための補正 | 5,025万8千円 |
| 5 | ひとり親家庭等医療費支給事業（子育て支援課）
支払額の増加により不足するひとり親家庭等医療費を増額するための補正 | 270万2千円 |
| 6 | 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）
令和5年4月以降の児童扶養手当の引上げ分について増額するための補正 | 715万6千円 |
| 7 | 保育所等施設整備事業（保育課）
施設類型及び利用定員数に変更があった幼保連携型認定こども園の施設整備について、補助金額を増額するための補正 | 7,464万5千円 |

債務負担行為の主な補正内容

- | | | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1 | 新庁舎建設に伴う水路調査・検討業務委託（道路治水課）
新庁舎建設に伴う水路調査・検討業務委託について、令和5年度から準備が必要なため債務負担行為を設定するもの | 限度額 1,150万円 |
| 2 | 小学校屋内運動場空調設備設置工事（教育政策課）
関沢、諏訪、針ヶ谷、つるせ台小学校の屋内運動場への空調設備設置工事について、令和5年度から準備が必要なため債務負担行為を設定するもの | 限度額 2億2,405万7千円 |
| 3 | 水谷小学校北校舎改修工事（教育政策課）
水谷小学校北校舎改修工事について、令和5年度から準備が必要なため債務負担行為を設定するもの | 限度額 1億6,132万6千円 |
| 4 | 勝瀬・水谷中学校長寿命化工事（第1期工事）（教育政策課）
勝瀬・水谷中学校長寿命化工事（第1期工事）について、令和5年度から準備が必要なため債務負担行為を設定するもの | 限度額 12億1,703万1千円 |

令和5年度一般会計補正予算（第7号）

1 補正予算（第7号）の概要

今回の補正予算は、令和6年4月からこども医療費助成の対象範囲を拡大するために必要となるシステムの改修費等を計上するほか、施設類型及び利用定員数に変更があった幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助金額の増額や、令和6年度に予定している小学校屋内運動場空調設備設置工事や中学校長寿命化工事に係る債務負担行為の設定などが主な内容となっています。

（単位 千円）

2 歳入歳出予算の補正

（1）歳入歳出予算補正額

230,777

補正後累計額

40,533,124

（2）歳入の内容

ア 国庫支出金

64,306

児童扶養手当給付費負担金（子育て支援課） 2,385

保険基盤安定負担金（保険年金課） 44

社会保障・税番号制度システム整備費補助金（市民課） 14,894

保育所等整備交付金（保育課） △163,674

就学前教育・保育施設整備交付金（保育課） 210,657

イ 県支出金

7,961

保険基盤安定負担金（保険年金課） 22

乳幼児医療費補助（子育て支援課） 6,695

ひとり親家庭等医療費補助（子育て支援課） 1,244

ウ 繰入金

82,193

財政調整基金繰入金（財政課） 82,193

・補正後繰入額 1,443,015（令和5年度末基金残高見込 4,222,595）

エ 諸収入

54,217

後期高齢者医療費負担金精算金（保険年金課） 54,217

オ 市債

22,100

保育所施設整備事業債（財政課） 22,100

(3) 歳出の内容

ア 給与費等（職員課）

50,023

人事院勧告及び人事異動等に伴い、一般職等の給与費等を増額するための補正

(ア) 給料 △5,115

(イ) 職員手当 42,900

扶養手当	2,860	管理職手当	△2,017
地域手当	128	期末手当	14,399
住居手当	3,570	勤勉手当	13,415
通勤手当	997	時間外勤務手当	9,548

(ウ) 職員共済組合負担金 6,305 (エ) 退職手当負担金 5,933

イ 居住関係公証事務事業（市民課）

11,676

コンビニ交付サービスの利用増加により、不足するコンビニ交付委託手数料の増額、並びに住民票及び戸籍附票の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加するため、両システムの改修を行うための補正

【特定財源：社会保障・税番号制度システム整備費補助金（国） 10,868】

ウ 戸籍事務事業（市民課）

4,026

戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加するため、戸籍システムの改修を行うための補正

【特定財源：社会保障・税番号制度システム整備費補助金（国） 4,026】

エ 一般事務費（保険年金課）

3,871

国民健康保険特別会計予算の補正に伴い、同特別会計への繰出金を増額するための補正

オ 国民健康保険基盤安定事業（保険年金課）

89

令和6年1月から開始となる産前産後保険税軽減制度に伴い、国民健康保険基盤安定繰出金を増額するための補正

【特定財源：保険基盤安定負担金（国） 44、保険基盤安定負担金（県） 22】

カ 後期高齢者医療事務事業（保険年金課）

19,340

不足する広域連合への医療費負担金の増額、及び令和4年度の共通経費負担金の確定に伴い、令和5年度の当該負担金を減額するための補正

- キ 一般事務費（高齢者福祉課） 3, 267**
介護保険特別会計予算の補正に伴い、同特別会計への繰出金を増額するための補正
- ク 一般事務費（子育て支援課） 6, 157**
・令和6年4月からこども医療費助成の対象範囲を拡大するために必要となる、システムの改修等を行うための補正 4,971
・こども医療費支給事業及びひとり親家庭等医療費支給事業の増額補正に伴い、社会保険診療報酬支払基金及び埼玉県国民健康保険団体連合会に対する手数料等を増額するための補正 1,186
【特定財源：乳幼児医療費補助（県） 112、ひとり親家庭等医療費補助（県） 2】
- ケ こども医療費支給事業（子育て支援課） 50, 258**
支払額の増加により不足するこども医療費を増額するための補正
【特定財源：乳幼児医療費補助（県） 6,583】
- コ ひとり親家庭等医療費支給事業（子育て支援課） 2, 702**
支払額の増加により不足するひとり親家庭等医療費を増額するための補正
【特定財源：ひとり親家庭等医療費補助（県） 1,242】
- サ 児童扶養手当支給事業（子育て支援課） 7, 156**
令和5年4月以降の児童扶養手当の引上げ分について増額するための補正
【特定財源：児童扶養手当給付費負担金（国） 2,385】
- シ 保育所等施設整備事業（保育課） 74, 645**
施設類型及び利用定員数に変更があった幼保連携型認定こども園の施設整備について、補助金額を増額するための補正
【特定財源：保育所等整備交付金（国） △163,674、就学前教育・保育施設整備交付金（国） 210,657、地方債 22,100】
- ス 鶴瀬駅西口土地区画整理事業（鶴瀬駅周辺地区整備事務所） 228**
鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計予算の補正に伴い、同特別会計への繰出金を増額するための補正
- セ 鶴瀬駅東口土地区画整理事業（鶴瀬駅周辺地区整備事務所） △2, 661**
鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計予算の補正に伴い、同特別会計への繰出金を減額するための補正

3 繰越明許費の補正

(1) 市民文化会館維持管理事業（文化・スポーツ振興課） 10,080

令和5年度予算額のうち中間前払金の支払いについては、受注者から請求されないことを確認したため、全額繰り越すもの

(2) 居住関係公証事務事業（市民課） 10,868

住民基本台帳法の一部改正に伴う住民基本台帳システム・戸籍附票システムの改修について、国の補助金を活用し、事業の実施が翌年度に渡るため繰り越すもの

(3) 戸籍事務事業（市民課） 4,026

戸籍法の一部改正に伴う戸籍システムの改修について、国の補助金を活用し、事業の実施が翌年度に渡るため繰り越すもの

4 債務負担行為の補正

○追加

事 項	期 間	限度額	左の財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県 支出金	地方債	その他	
市庁舎ほか35施設に係る電力需給契約の締結	令和5年度から令和6年度まで	199,487	—	—	—	199,487
こども医療費助成対象範囲の拡大	令和6年度	545,395	63,384	—	—	482,011
新庁舎建設に伴う水路調査・検討業務委託	令和5年度から令和6年度まで	11,500	—	—	—	11,500
小学校屋内運動場空調設備設置工事	令和5年度から令和6年度まで	224,057	—	224,000	—	57
水谷小学校北校舎改修工事	令和5年度から令和6年度まで	161,326	—	120,900	—	40,426
勝瀬・水谷中学校長寿命化工事（第1期工事）	令和5年度から令和6年度まで	1,217,031	119,897	885,600	—	211,534

○変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
市税納税通知書等の封入封緘業務の委託	令和5年度から 令和6年度まで	6, 2 5 8	令和5年度から 令和6年度まで	7, 2 1 3

5 地方債の補正

(1) 保育所施設整備事業債（財政課）

施設類型及び利用定員数に変更があった幼保連携型認定こども園の施設整備について、補助金額が増額となったことに伴い、地方債を増額するもの

・（補正前）40,900 → （補正後）63,000

議案第79号

定例議会提出予算概要

担当部課名	市民部 保険年金課	
会計種別	令和5年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	
要旨	今回の補正は、歳入歳出ともに396万円を追加し、予算総額を97億5,964万4千円とするもの。	
主な内容 （特徴点）	<p>1 出産被保険者に係る国民健康保険税軽減制度の新設に係る一般会計繰入金の減額、事務費繰入金の増額及び産前産後保険税繰入金の増額補正</p> <p>2 出産被保険者に係る国民健康保険税軽減制度の新設に係るシステム改修費の増額補正</p>	
項目詳細		
1 歳入		
（1）一般会計繰入金	△8万9千円	
（2）事務費繰入金	396万円	
（3）産前産後保険税繰入金	8万9千円	
2 歳出		
（1）システム改修業務委託	396万円	法改正に伴うシステム改修

令和5年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）

補正予算（第2号）

1 補正予算（第2号）の概要

今回の補正予算は、歳入については産前産後保険税軽減制度に係る繰入金の増額補正を行うものです。歳出については産前産後保険税軽減制度に係るシステム改修費の増額補正を行うものです。

歳入歳出総額としては3,960千円を増額し、補正後予算総額は97億5,964万4千円となっています。

2 歳入歳出予算の補正

（単位 千円）

（1）歳入歳出予算補正額	3,960
補正後累計額	9,759,644

（2）歳入の内容

繰入金		3,960
・一般会計繰入金	△89	
・事務費繰入金	3,960	
・産前産後保険税繰入金	89	

（3）歳出の内容

総務費		3,960
産前産後保険税軽減制度に係るシステム改修費の補正		
・税制改正対応システム改修業務委託	3,960	

議案第80号

定例議会提出予算概要

担当部課名	健康福祉部 高齢者福祉課	
会計種別	令和5年度富士見市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
要旨	今回の補正は、歳入歳出とも653万4千円を追加し、予算総額を82億6,308万2千円とするもの。	
主な内容 （特徴点）	1 令和6年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費の増 2 報酬改定等に伴うシステム改修補助金の予算計上	
項目詳細		
1 歳入		
（1）国庫支出金	326万7千円	報酬改定等に伴うシステム改修補助金
（2）繰入金	326万7千円	一般事務費繰入金
2 歳出		
（1）総務費	653万4千円	令和6年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費

令和5年度介護保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正予算(第2号)の概要

今回の補正予算は、令和6年4月施行の介護保険制度の改正に対応するためのシステム改修費の増額が主な内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額

6, 534

補正後累計額

8, 263, 082

(2) 歳入の内容

国庫支出金

3, 267

・報酬改定等に伴うシステム改修補助金

3,267

繰入金

3, 267

・一般事務費繰入金

3,267

(3) 歳出の内容

介護保険事業（総務費）

6, 534

令和6年4月施行の介護保険制度の改正に対応するためのシステム改修費用

・システム改修委託

6,534

議案第81号

定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所		
会計種別	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)		
要旨	今回の補正は、歳入歳出ともに22万8千円を追加し、予算総額を2億764万7千円とするもの。		
主な内容 (特徴点)	1 歳出の増額に伴う一般会計繰入金(歳入)の増額補正 2 総務費(給与費)の増額補正		
項目詳細			
1 歳入 一般会計繰入金	22万8千円	歳出予算の増額に伴い、歳入予算(繰入金)の増額補正を行うもの	
2 歳出 総務費(給与費)	22万8千円	人事異動及び人事院勧告によるもの	

令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅西口 土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

1 補正予算（第2号）の概要

今回の補正予算は、人事異動及び人事院勧告による職員給与費等の補正を行う内容となっております。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額 228

補正後累計額 207,647

(2) 歳入の内容

繰入金 228

一般会計繰入金 228

(3) 歳出の内容

ア 給与費等（職員課） 228

人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与費等の補正

① 給料 △11（人事異動△49、人事院勧告 38）

② 職員手当等 116（人事異動△48、人事院勧告 164）

③ 共済費 124（人事異動 92、人事院勧告 32）

④ 負担金、補助及び交付金 △1（人事異動△7、人事院勧告 6）

議案第82号

定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所	
会計種別	令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	
要旨	今回の補正は、歳入歳出ともに266万1千円を減額し、予算総額を3億6,967万8千円とするもの。	
主な内容 (特徴点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 歳出の減額に伴う一般会計繰入金(歳入)の減額補正 2 総務費(給与費)の減額補正 3 公共施設整備へ向けた物件移転補償料の増額補正 	
項目詳細		
1 歳入		
(1) 一般会計繰入金	△266万1千円	歳出予算の減額に伴い、歳入予算(繰入金)の減額補正を行うもの
2 歳出		
(1) 総務費(給与費)	△967万8千円	人事異動及び人事院勧告によるもの
(2) 事業費(補償、補填及び賠償金)	701万7千円	公共施設整備に伴う物件移転補償料が当初想定より増額となった事によるもの

令和5年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口 土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

1 補正予算（第2号）の概要

今回の補正予算は、人事異動及び人事院勧告による職員給与費等の補正及び公共施設整備に伴う物件移転補償費の補正を行う内容となっています。

（単位 千円）

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額 △2,661
補正後累計額 369,678

(2) 歳入の内容

繰入金 △2,661
一般会計繰入金 △2,661

(3) 歳出の内容

ア 給与費等（職員課） △9,678

人事異動及び人事院勧告に伴う職員給与費等の補正

- ① 給料 △4,611（人事異動△4,800、人事院勧告189）
- ② 職員手当等 △3,054（人事異動△3,290、人事院勧告236）
- ③ 共済費 △1,427（人事異動△1,470、人事院勧告43）
- ④ 負担金、補助及び交付金 △586（人事異動△610、人事院勧告24）

イ 鶴瀬駅東口土地区画整理事業 7,017

公共施設整備に伴う物件移転補償費の補正

- ① 補償、補填及び賠償金 7,017

議案第83号

定例議会提出議案要旨

<p>担当部課名</p>	<p>協働推進部 文化・スポーツ振興課</p>
<p>議案名</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定について ※富士見市立市民総合体育館</p>
<p>内 容</p>	<p>富士見市立市民総合体育館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの。</p> <p>・団体名： (1) 名称 富士見FTパートナーズ (2) 構成団体 (代表団体) 東京都江東区大島一丁目9番8号 株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役 福士 朝尋 (構成団体) 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 木村 昌平</p> <p>・指定期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで (5年間)</p>

議案第84号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	建設部 道路治水課
議案名	富士見市道路線の認定について
内容	富士見上南畑地区産業団地整備事業、開発による帰属及び道路敷地の寄附採納受理に伴い、市道第3488号線外16路線を市道として認定するもの。

議案第85号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	建設部 道路治水課
議案名	富士見市道路線の変更について
内容	開発による帰属に伴い、市道第3182号線及び市道第3344号線を路線変更するもの。